

「保安業務監督者」 育成のための教育について

平成28年5月31日



一般財団法人 日本ガス機器検査協会(JIA)

ガス小売事業者等が消費機器の調査・周知を行う上で、 「保安業務監督者」に従事させる主な職務

- ① 保安統括者に対する意見具申・助言
- ② 保安計画の審査
- ③ 保安業務規程やその他の諸規程の制定・改廃に関する意見具申
- ④ 事故内容の審査
- ⑤ 所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査
- ⑥ 立入検査への立ち会い
- ⑦ 保安教育計画の審査
- ⑧ 保安業務規程の実施状況の把握
- ⑨ 消費機器の調査・周知を行う者（調査従事者）への指示
- ⑩ 消費機器の調査・周知業務の実施状況の確認

など

これらの職務を実施する
ためには

「保安業務監督者」に求められる要件

I. 【社内ルールの適切性の確認】

保安統括者に対する意見具申・助言できる知識や、保安業務規程や関連規程、保安計画や保安教育計画の内容が法令や技術的観点から適切であると判断できる能力

II. 【事故発生時における適切な対応】

所管官庁に提出する報告書の記載内容（事故原因の分析結果の妥当性、事故の再発防止策の適切性など）の確認や、立入検査時において法令や技術的観点から説明等が行える能力

III. 【保安業務の実施状況確認、指示】

保安業務規程の実施状況の把握や消費機器の調査・周知業務の実施状況の確認、調査従事者への指示などの業務を適切に実施できる能力

IV. 【緊急時・大規模災害発生時における適切な対応】

緊急時・大規模災害発生時において、導管事業者などと連携を取りながら、保安の確保や復旧作業などを適切に実施できる能力

ガス消費機器の保安確保に関する総合的な知識を有する必要がある

「保安業務監督者」を育成するための教育カリキュラムとして取り入れる必要がある科目としては、以下のとおりとする。

ガス及びガス消費機器に関する知識

(ガスに関する物性及び化学理論)
(ガス消費機器の種類、構造、給排気方式など)

事故発生時や再発防止策検討時において、技術的観点から判断、助言、指示などを行うための知識

法令に関する知識

(小売事業者に必要な保安に関するもの)

自社が行う保安業務が、法令等に基づいた適正な内容であるかを判断するための知識

消費機器調査・周知

その他保安実務に関する知識

(消費機器調査の基準、調査方法などの知識)
(ガス事故、緊急時・大規模災害発生時の対応方法)

保安計画や教育計画の審査、保安業務規程の実施状況の把握、調査従事者への実施状況の確認・指示及び緊急時・大規模災害発生時などにおける保安業務を行うための知識

「保安業務監督者」として役割を果たすための知識

「保安業務監督者」を育成するための教育カリキュラムの詳細については、以下のとおりとする。

科目名	主な教育内容
ガス及び ガス消費機器 に関する知識	気体の性質、気体の熱力学と化学反応、 ガス(天然ガス、LPガス)の燃焼状態に関する基礎
	ガス消費機器の種類・構造・機能、ガス機器の 安全装置に関する種類・構造・機能
	ガス栓、ガス接続具、ガス漏れ警報器、 ガスメーターに関する知識
	ガス機器の 給排気に関する知識 、ガス機器の設置基準に関する知識
	： など
科目名	主な教育内容
法令に関する知識	ガス事業法
	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(特監法)
	建築基準法、消防法、消費生活用製品安全法、下水道法
	： など
科目名	主な教育内容
消費機器調査・周知 その他保安実務 に関する知識	消費機器調査・周知の概要、 基準、留意点、方法、結果の記録について(適宜、映像・実機を使用)
	消費機器調査結果の 不備事例 、不良給排気設備の 改善方法 、 CO中毒 に関する知識
	都市ガスに起因する消費段階での 事故に関する知識(事故事例、対処方法、再発防止策)
	緊急時・大規模災害発生時の 導管事業者等との連携 、災害発生時の 初期活動から復旧まで
	： など

「保安業務監督者」として必要な知識が身についているかを判定するために、修了試験を実施する。

出題範囲

「ガス及びガス機器に関する知識」、「法令に関する知識」、「消費機器調査・周知その他保安実務に関する知識」の3科目より出題

*** 判定基準(合格点)、各科目毎の出題数などについては、現在検討中**

(修了試験問題の例 … 過去の特監法講習の場合)

2. 特定ガス消費機器に関する知識

次の各記述の 内に、各記述の下に示す語群から最も適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

問題 No.	問 題	解 答 欄 (配点)
2-1	次の記述の 内に、記述の下に示す語群から最も適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。 強制排気式（FE式）ガス瞬間湯沸器に取り付けられている ① 防止装置には、換気不良による室内酸素濃度の低下等に起因する ① による事故を防止するため、燃焼排ガス中の ② 濃度を検出し、その濃度が一定レベルより増加したときにガス通路を遮断する ③ 式がある。 イ、一酸化炭素（CO） ロ、二酸化炭素（CO₂） ハ、酸素（O₂） ニ、COセンサー ホ、逆流検知 ヘ、燃焼排ガス流出 ト、不完全燃焼 チ、O₂センサー	① ② ③ (2点×3)

【講習日数（3日間）】

科目名	主な教育内容	講習日数(時間)
ガス及びガス消費機器に関する知識	ガスの燃焼、ガス消費機器の分類・構造、燃焼器の給排気方式などに関する知識	0.5日
法令に関する知識	ガス小売事業者が消費機器調査などの保安業務を行う上で遵守すべき関係法令に関する知識	0.5日
消費機器調査・周知 その他保安業務に関する知識	ガス小売事業者がガス需要家に対して行う ガス消費機器の調査・周知業務等の保安業務に関する知識	2日間
修了試験	上記の3科目から出題（受講軽減科目については、受験免除） ※不合格者については、後日、1回に限り再受験可とする。	1時間程度

【受講軽減措置について】

例えば、以下の①～③に示す、LPガスの保安関連資格（国家資格及び業界資格）を有する者は、今回の講習で教育カリキュラムに含める予定である「ガス及びガス消費機器に関する知識」について、LPガスの保安関連資格取得時において履修済である。従って、例えば**以下の①～③の資格を有する者が**、「保安業務監督者」育成のための講習を受講する場合、「**ガス及びガス消費機器に関する知識**」の受講を免除するか、現在検討中である。

- ①液化石油ガス設備士（国家資格）
- ②第二種販売主任者（国家資格）
- ③液化石油ガス保安業務員（業界資格）



【受講受付方法】

各種講習業務のノウハウを活かし、受講者からの受講申込希望について直接受付・受理すると共に、講習の実施、修了証の発行などを一貫して実施する予定。

受講者

「保安業務監督者」もしくは「保安業務監督者の代行者」として、保安業務に従事する予定のもの

・受講申請
・講習受講



・講習開催
・修了証発行

J I A

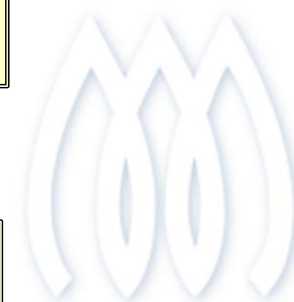
(講習業務 and 運営業務)

【開催時期】

- ・講習開始時期は、平成28年10月を予定。
- ・講習日程の周知については、JIAホームページや業界誌などにより実施予定。

【講習受講料】

講習受講料及び修了試験再受験料については、現在検討中。



フォロー教育の提供

「保安業務監督者」の講習修了後、法令の重要事項や改正部分、ガス機器や消費機器調査に関する新たな知識などについて、フォロー教育を受けられる研修機会を設けることを検討する。

(フォロー教育の内容)

- ① 最近の事故事例や不具合改善事例など、消費機器に係る自主保安の体制強化のために有効な**新たな知識について学習**
- ② 調査従事者に対する保安教育計画審査、消費機器に係る事故発生時や緊急時・大規模災害発生時の対応、調査従事者への指導、業務内容の確認などの**業務を実施するために必要な知識の復習**

* フォロー教育の提供時期及び具体的な教育内容については、来年度以降、必要に応じて検討する予定。

以 上

